

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

わが国の医療は、全ての国民が公的医療保険に加入する仕組みである国民皆保険と、医療機関の連携のもとで地域毎に必要なとされる医療を適切に提供する地域医療提供体制により支えられている。

一方、社会保険診療等は消費税が非課税であるため、医療機関等が仕入れ時に負担した消費税相当分は診療報酬に上乗せされる仕組みとなっている。

この仕組みは、消費税上乗せ分の補填が不十分であることや、個々の医療機関等の仕入構成の違いに対応できないという欠陥があることから、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫し、また、非課税と言いながら、社会保険料や窓口負担により国民は消費税分を目に見えない形で負担しているとの指摘がある。

よって国においては、医療機関の仕入税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決に向けて適切な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

山形県議会議長 野川政文